

# 島根県民向け #WeLove 山陰キャンペーン (県内旅行会社分)



島根県では、島根県民の皆様が対象の宿泊施設や旅行商品等を利用される場合の料金を割引する「#WeLove 山陰キャンペーン」を実施します。なお、県民の方には、県内の飲食店、土産物店等で利用できるクーポン券を配布します。

## 1. 補助金概要

県内旅行事業者が実施する宿泊手配及び旅行商品の代金を補助します。

項目		内容
対象事業者		島根県内に本店又は営業所等を有する旅行事業者（※注1） （旅行業法第3条の規定に基づく登録が必要）
交付要件	旅行形態	島根県内を出発地、目的地及び帰着地とした 募集型・受注型企画旅行、及び県内宿泊施設への宿泊手配 <b>※県外の施設等を立寄地として含む旅行商品は補助対象外</b> ※旅行商品の場合は、日帰り、泊つき旅行とも
	旅行人数 (※注2)	島根県民に限り1名以上
補助金額 (催行人数あたり)		1人泊あたり5,000円・ただし一人当たりの商品代金の50%上限 ※日帰り旅行商品の場合も商品代金の半額割引・上限5,000円
補助上限		予算の範囲内で交付
催行期間		令和3年6月1日（出発日）～令和3年8月31日（帰着日） ※修学旅行等に限り、令和3年8月31日までに予約され、 令和3年12月末までに催行されるものを含む
受付期間		催行日の1週間前までに実施計画書を提出すること（宿泊手配を除く）
その他		<ul style="list-style-type: none"><li>・本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。</li><li>・該当の旅行商品が島根県、（公社）島根県観光連盟及び石見観光振興協議会、木次線利活用推進協議会等が実施する他の補助金を受けていないこと。 ただし、修学旅行等に限り「貸切バス等による県民の県内移動支援事業」（県交通対策課）との併用可能（補助率：貸切バス運賃の半額、上限15万円）</li><li>・新型コロナウイルス感染症への対策について、関係業界のガイドラインに基づき適切な対応を行うこと。また、保健所からの調査、指導等があった場合には全面的に協力すること。</li><li>・本補助金は観光庁が行う地域観光事業支援の対象とすることを予定。</li></ul>

※注1 地方公営企業、観光協会を含む。※注2 乗務員及び添乗員は含まない(実績ベース)。

## 2. 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布

県内旅行事業者が販売する宿泊手配及び旅行商品を利用された県民に、県内の飲食店、土産物店、交通機関等で利用できる地域限定クーポン「しまねっこクーポン」を配布します。

項目	内容
名称	地域限定クーポン「しまねっこクーポン」
配布期間	令和3年4月23日～8月31日 (※修学旅行等に関し令和3年12月31日まで)
利用期間	出発日から帰着日までの旅行期間中 ※宿泊の場合チェックアウト日を含む
クーポンの額	・割引後の旅行代金が5,000円以上 : 1,000円券を2枚 ・割引後の旅行代金が2,500円以上5,000円未満 : 1,000円券を1枚
登録施設	島根県ホームページに掲載
その他	・クーポン券は、しまねっこクーポン送付希望用紙により、各旅行事業者様あてに事前にお送りします(※注1)。 ・クーポン券は、旅行事業者様から旅行者にお渡しいただきます。 ・実績報告の際に、クーポンの配布実績も併せて報告していただきます。 ・配布をされなかった残りのクーポン券は回収いたします。

※注1 催行日までにクーポン券をお送りするため、おはやめにご提出ください。

## 3. その他

申請手続きの方法や、本補助金の要綱、申込に必要な様式等は島根県ホームページに掲載しております。

## 4. 問い合わせ・提出先

部 署 : 島根県 商工労働部 観光振興課 誘客推進グループ  
住 所 : 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階)  
電 話 : 0852-22-6914  
F A X : 0852-22-5580  
アドレス : kankobus@pref.shimane.lg.jp  
担 当 : 宍倉、中尾、桑沢